

国営かんがい排水事業 斐伊川沿岸地区

事業の概要

本地区の農業用水は主として斐伊川に依存し、国営中海土地改良事業によって淡水化される宍道湖を補給水源として位置付け、農業用水の安定供給を図ることとしていたが、諸般の情勢変化による宍道湖淡水化中止の方針決定により、地域の実態に適応した淡水化に替わる農業用水確保対策が必要となっている。

本事業では、安定的な農業用水の確保を図るため、斐伊川からの取水口の改修、用水路13kmの改修、揚水機場の改修・新設及び宍道湖からの塩分遡上を防ぐ汐止堰の改修等を行うものであり、併せて農業用水利施設が有する地域用水機能の維持・増進整備を行うものである。

事業の目的・必要性

本地区は島根県東部の平田市及び簸川郡斐川町にまたがる斐伊川下流の簸川平野に位置する県内有数の農業地域である。

本地区の農業用水の大部分は斐伊川に依存しているが、河床変動が激しいことから、農業用水の安定的な取水が困難な状況にあるとともに、施設の老朽化に伴い維持管理に多大な労力と費用を要している。

さらに、本地区の農業用水路はその多くが集落の中を流れ、豊かな田園風景の一つとなっており、水辺空間や魚採りなどの親水機能や防火用水機能を発揮している。

このため、本事業により、取水口、幹線用水路等の施設の整備を行うことにより、農業生産性の向上と農業経営の安定を図り、併せて、農業用水利施設が有する地域用水機能の維持・増進を図るものである。

事業の効率性

効用（年総効果額）

・農作物の生産量の増	223百万円
・営農経費の節減	251百万円
・施設の維持管理費の節減	85百万円
・施設更新による現況施設機能の維持	490百万円
・道路の原形復旧による公共施設の機能の維持	12百万円
・水路の整備による防火施設の設置費用の節減	1百万円
・周辺景観や生態系に配慮した整備による水辺環境の保全	9百万円
計	1,071百万円

（費用便益比の算定）

区 分	算 定 式	数 値	備 考
総事業費	①	17,600百万円	
効用	②	1,071百万円	
廃用損失額	③	236百万円	廃止する施設の残存価値
総合耐用年数	④	30年	当該事業の耐用年数
還元率×（1＋建設利息率）	⑤	0.0593	総合耐用年数に応じ、効用から総便益を算定するための係数
総便益	⑥＝②／⑤－③	17,817百万円	
費用便益比	⑦＝⑥／①	1.01	

注1）百万円単位で四捨五入しているため、効用及び総便益は算定結果と合わない場合がある。

注2）数値は土地改良法に基づく法手続きを経て確定するため、現時点では暫定値である。

事業の有効性

本事業では斐伊川取水口や地区内用水施設の整備による安定供給により、年間約223百万円相当の農業の生産性向上、約336百万円相当の営農や維持管理に係る経費の節減が図られる。

日程・手続

平成16年度中に土地改良法に基づく、土地改良事業計画の概要の公告等の手続を開始する見込み。

事業に対する決議

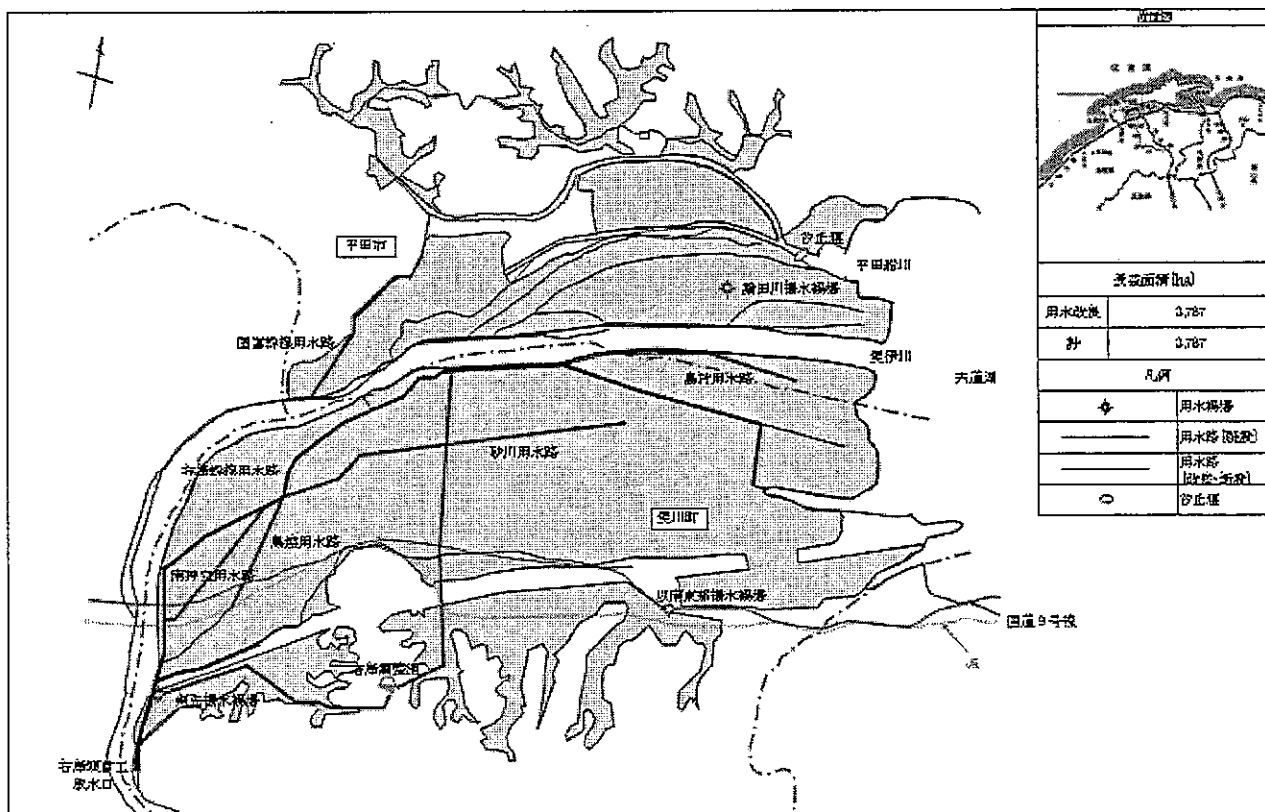
平成16年7月、関係県市町及び関係土地改良区で構成される「斐伊川沿岸地区国営農業用水再編対策事業促進協議会」が開催され、新規着工要望することを決議。

評価担当部局

農村振興局

概要図

1. 受益面積	3,787 ha		
2. 受益者数	4,970 人		
3. 主要工事計画	工 種	数 量	事 業 費
	取水口改修	1ヶ所	330百万円
	用水路改修	12.8km	3,480百万円
	揚水機場	3ヶ所	1,940百万円
	調整池整備	1式	6,870百万円
	汐止堰改修	1式	4,980百万円
4. 国営総事業費	17,600百万円		



平成17年度新規地区採択チェックリスト（国営かんがい排水事業）

（局名：中国四国農政局）（地区名：斐伊川沿岸地区）

1. 必須事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	・ 農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	☐
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	☐
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	・ 当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	☐
4. 農家負担の可能性が十分であること。（公平性）	・ 当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとはならないこと。	☐
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	☐
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	☐

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

平成17年度新規地区採択チェックリスト（国営かんがい排水事業）

（局名：中国四国農政局）（地区名：斐伊川沿岸地区）

2. 優先配慮事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1. 事業で達成する目標に関する事項（有効性）	①地域農業の生産性向上・農業経営の安定化が図られる。 ②農地利用の集積等構造政策の推進のための基本的条件が整備される。 ③水利秩序の形成・再編を実施し、水資源の有効活用が図られる。 ④老朽化等により機能低下している土地改良施設の機能回復や農業災害の防止等が図られる。	☒ ☐ ☒ ☒
2. 事業内容や実施体制等に関する事項	①事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 ②コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。 ③関係都道府県や市町村が策定する農業振興に関する計画と整合が図られている。 ④高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策対象地域である。 ⑤一般被害等の軽減にも寄与するものである。	☒ ☒ ☒ ☒ ☐

項 目	評 価 の 内 容	判 定
	⑥地元の事業推進体制が整備されている。	☒
	⑦関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。	☒
	⑧関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。	☒
	⑨関連する他事業との調整が図られている。	☐
	⑩施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。	☒

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。